■　第８回（仮称）障がいのある人もない人も一人ひとりが大切にされいかされる新潟市づくり条例検討会会議録【確定】

〇日時：平成 26 年１月 16 日（木）　午後７時から

〇場所：新潟市役所本館３階　対策室

〇出席者

・委　員：石川委員、伊東委員、片桐委員、川崎委員、熊倉副座長、小泉委員、佐藤（佐）委員、佐藤（洋）委員、正道委員、白柏委員、竹田委員、田中委員、遁所委員、長澤座長、長谷川（イ）委員、保坂委員、桝屋委員、松永委員　計 18 名

・関係課：保育課長補佐、こども未来課育成支援係長、広聴相談課長、こころの健康センターこころの健康推進担当課長、保健所保健管理課長、産業企画課企画係長、住環境政策課長補佐、土木総務課長、中央区健康福祉課長補佐、教育委員会学校支援課長補佐、教育委員会学校支援課特別支援教育班総括指導主事　計 11 名

・事務局：福祉部長、障がい福祉課長、障がい福祉課長補佐、障がい福祉課員５名

〇傍聴者：５名

１．開会

（司　会）

皆様、お疲れさまです。お一方来られていませんけれども、時間となりましたので、ただいまから第８回条例検討会を開会いたします。

はじめに、本日の会議につきましても、議事録作成のためテープ録音をご了承願いたいと思います。また、ご発言の際には係員がマイクをお持ちしますので、お手数ですが、挙手をお願いしたいと思います。

はじめに、本日の配付資料の確認をお願いいたします。机上配付したものとしまして、本日の次第、それから条例検討会出席者名簿、座席表。事前にお送りした資料としまして、当日の検討会で議論いただきたいポイント。資料１としまして、第７回条例検討会のまとめについて。資料２が条例の目的等について。それから、参考資料１としまして、制定済基本条例における名称・目的・基本理念等既定比較表。Ａ３判の紙になります。それから、参考資料２としまして、基本方針の構成（イメージ案）。参考資料３、障害者差別解消法施行に向

けたスケジュール（想定）。それから、参考資料４としまして、新潟市の主な障がい者就労支援について。以上となりますが、お手元にございますでしょうか。

次に、参考資料２、３についてですが、これは国の障害者政策委員会で提出されました資料で、障害者差別解消法に規定されています基本方針、対応要領、対応指針に関する構成案や今後のスケジュールが分かる資料となっておりますので、参考としていただきたいと思います。それから、参考資料４についてですが、これは市が現在行っています障がい者就労に関する主な取り組みを記載した資料となっております。こちらにつきましては、前回の労働分野を検討する中で、障がい者の就労支援に関していくつかご意見がありましたので、市の取り組みを参考としてご紹介させていただきました。

次に、当委員会では、傍聴の皆様からの傍聴した感想や意見を検討会に伝える仕組みを設けております。いただきました感想や意見については、委員の皆様に参考資料として検討会当日に配付させていただきます。様式は問いませんので、何かありましたら事務局に提出をお願いしたいと思います。

２．部長あいさつ

（司　会）

それでは、開会に当たりまして、鈴木部長よりごあいさつを申し上げます。

（鈴木福祉部長）

年が明けてだいぶたちましたけれども、今年初めての会議ということで、改めまして、新年あけましておめでとうございます。

この検討会も昨年６月にスタートいたしまして、活発で実りのある議論をいただいております。私自身も大いに勉強させていただいているということで、大変ありがたいと思っているところでございます。これまで、差別事例から導かれる対応策を検討していただいてきておりますけれども、今日の後半には中間取りまとめに向けての目指すべき社会という条例の目的、そして、それを達成するための方策についても議論していただくことになっておりますので、よろしくお願いしたいと思っております。

これまで、さまざまな差別事例をお聞きする中で、施設整備ですとかあるいは各種サービスの拡充、これも障がい者の皆さんにとっては自立ですとか社会参加に向けて必要不可欠なことではありますけれども、すべての人が障がい者の皆さんの特性を正しく理解し、真に求めていることに対して的確な対応をすることも重要だと考えておりまして、そういったことをなくしては差別や偏見のない共生社会の実現というものはありえないのではないかと、そ

んな思いを強くしているところでございます。この条例制定を契機といたしまして、差別や偏見のない共生社会の実現へ向けて大きく前進できるよう、皆様方には大変なご苦労を引き続きお願いいたしますけれども、今後またさらに議論を深めていただきますようお願いいたしまして、冒頭のあいさつとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

（司　会）

ありがとうございました。

次に、本日の委員の出席状況ですが、委員 20 名の内、長谷川美香委員から欠席の連絡をいただいておりますので、19 名の委員の出席となっております。

早速ですが、議事に移らせていただきます。長澤座長、よろしくお願いいたします。

３．議事

（１）第７回条例検討会のまとめについて

（長澤座長）

よろしくお願いいたします。それでは、次第に従いまして、議事を進めさせていただきたいと思います。

まずはじめに、議事１、第７回条例検討会のまとめについてです。この議事で議論していただきたいことは、事前送付資料でお配りした、当日の検討会で議論していただきたいポイントにもありましたとおり、第７回の検討内容を整理したものとして確認していただき、ご意見いただきたいと思います。それでは、第７回の内容について、ご意見ありませんでしょうか。

（竹田委員）

第７回の内容で、当初、住宅分野の話が、教育分野の話をしているときに私がちょんぼしまして入ってしまって、教育分野の議論が途中で切れた形で終わっているかと思うのです。今日の議事進行の中では、コミュニケーションからということになっていると思いますけれども、教育についてももう少し時間が必要なのではないかと思った次第です。

（長澤座長）

ありがとうございます。教育の時間が多少短かったということで、そこから入る予定でございます。

（竹田委員）

ありがとうございます。

（長澤座長）

前回の議事内容についてはよろしいでしょうか。

では、議事１を終了させていただき、早速本題に入らせていただきます。

（２）グループ発表・討議

（長澤座長）

議事の２、グループ発表・討議に移ります。前回からの引き続きです。今ほど竹田委員からありましたように、教育分野に関して意見を述べる時間が短かったということですので、まずは教育について意見を伺い、その後、遁所委員から情報・コミュニケーション、熊倉委員から福祉、医療、その他について、グループ討議の内容を分野ごとに区切って発表いたします。委員の皆様は発表内容について確認したいこと、グループでの検討結果に対してご意見をいただきます。一つの分野で発表時間をおおむね５分以内、討議時間は発表を含めおおむね 25 分を目安としております。なお、使用する資料は前回の検討会でお配りした資料１、差別をなくす対応策と各検討グループから出された意見ということになります。資料、よろしいでしょうか。前回の資料１です。

それでは、最初に、教育分野について、皆様、何かご意見はありませんでしょうか。

（遁所委員）

遁所です。よろしくお願いします。

先回も述べさせていただきました訂正事項で、①の一番下の中点の、参加したことによって亡くなってしまった事例がありうんぬんという、修学旅行の参加の問題なのですけれども、これは遠慮してもらうことも必要かと書いてありますが、説明責任があっての安全確認ということで、基本は参加していただくということで、もう一度確認をお願いします。

それから、②の合理的配慮の不提供ということですが、これも中点で３番目の昇降機は、今、設置するようになっているということも確認事項でお願いしたいと思います。

それから、今日、傍聴にＩＴサポートセンター所長の林先生がいらっしゃっているので、あえて現場の取り組みも紹介させていただきますと、特別支援学校等で手が不自由な子どもさんに対して電子図書を貸して勉強しているということで、合理的配慮の取り組みをされているということになります。あと、市民等への周知啓発、研修ということでは、手話が言語化しているというところで、これも強調していかなければならないということをあえてもう一回述べさせていただきます。

（長澤座長）

ありがとうございました。４点です。前回の繰り返しになりますけれども、①の説明責任の件ですとか昇降機の件ですとか、あと、本日、新たに特別支援学校への電子図書の件、手

話の言語化の件と四つ、今、説明がありました。

（熊倉副座長）

資料１でいきますと、追加の３、インクルーシブ教育を推進するという項目になるのかどうなのか、少し分からないわけですけれども、新潟市立の特別支援学校、知的障がいの場合ですけれども、東と西があります。西はほぼ同じ場所に高等部、県立の特別支援学校があります。海老ヶ瀬の場合は高等部はその近郊にないと言えばないのですけれども、知的障がいの方は従来、高等部を選択する場合に、亀田の江南特別支援学校を志望されることは多かったということでございます。

それで、今、問題点として提起したいのは、高等部の進学希望者の希望はほぼ 100 パーセント、それはそれで達成されております。しかし、問題は、中学部、海老ヶ瀬の新潟市立東特別支援学校の卒業者で高等部を希望して、亀田の高等部までうまく送る手段を確保できない人はどうしているかというと、それは現実にあきらめて最初から高等部を志望しないと。ですから、高等部の進学率は 100 パーセントなのですけれども、卒業生の絶対数で言ったときに異常に低くなっているのではないかと、率直に思っております。それを何とかできないでしょうかということで、今、新潟市立東特別支援学校の中で高等部を作ってほしいという要望をされているわけなのです。今、その事情はこうだということで申し上げましたけれども、現実に足も含めてやっていかないと、全体に対する高等部の機会均等というのは図れないということを申し上げたいと思います。これは現実的な取り組みになっていっていただきたいと思っております。

（長澤座長）

ありがとうございました。12 ページの追加の３、インクルーシブ教育を推進する。やはり、知的障がいの生徒でも中学校卒業後は通えるところでの学校に行けるのが基本だということを強調していただきたいということでよろしいでしょうか。具体的な事例としては、新潟市立東特別支援学校という、実際にそういう例があって、今、対応しているということがありますという情報もありましたので、よろしくお願いいたします。

（竹田委員）

竹田です。

教育分野の差別をなくす対応策の③です。市民、事業者、教育関係者等に対して、障がいや障がい者への理解を深める周知啓発・研修を行うということの右側の委員意見等（一次意見含む）の中の三つ目の点の中に、特別支援教育の免許を取得した教員の養成というものが入っております。この条例検討会の中では、その都度、市の方々から、今現在の状態を詳細な資料をいただいて、非常に勉強になっています。今日も就労に関しての一連の施策をまと

めていただいて大変助かったし、勉強になっています。この特別支援教育の免許を取得した教員の現在の新潟市の教育機関、特に特別支援学校における教員の中での免許の取得率というのでしょうか、その辺の資料を、実態を知る意味で提供していただけるとありがたいと思います。

（長澤座長）

新潟市内の特別支援学校教員の免許所有率についてですが、今すぐというのは難しいですか。

（事務局）

次回くらいに。

（長澤座長）

では、情報提供をお願いします。

ほかに、ご意見ございますでしょうか。

では、また後で、もし思い出したりした場合にはまた時間を確保したいと思いますので、次に移らせていただきます。

次に、情報・コミュニケーション分野です。続きまして、遁所委員、よろしくお願いいたします。

（遁所委員）

コミュニケーション分野では、ファリシテーションで安田さんからかかわっていただきまして、非常に分かりやすく大洋紙にまとめていただきました。委員の皆さんとしては、新潟市ろうあ協会の石川委員、公募委員の伊東委員、それからずっと来て私、長澤座長、それから人権擁護委員協議会の佐藤洋子委員の皆さんで進めました。主に、石川委員がかかわってくださったことから、聴覚の方の取り組み、それから課題について多く盛り込まれております。

その中では、④の目が見えるといっても文を読めるとは限らず、漫画か絵でわかりやすいように配慮するとか、会議や行事の申し込みには必ずＦＡＸ番号を入れるようにしてほしいなど、聴覚の方ならではのご意見をいただいております。

それから、次のページです。障がい者に対する事業者の取り組みを周知するということで、罰則というよりも褒めることに効果があるのではないかということで、バリアフリーの条例のときと同じようなマークを貼るのはどうかということがありました。それから、ＡＴＭについては肢体不自由、それから、ここの検討会には視覚障がいの当事者の方がいらっしゃらなかったのですが、ＡＴＭについては肢体不自由、それから視覚障がいなどそれぞれの課題があるということで、出ておりました。

それから、コミュニケーションということで少し思いついたというか、今日、ここに参加するときに付け足していただきたいのが、現在、入院時のコミュニケーション支援ということで、ＡＬＳの方が入院するときにコミュニケーション支援をする介助者が入ることが徐々に全国的に広がっております。風邪を引いたり肺炎を起こしたりというときには、私のような四肢麻痺の障がいのある者もコミュニケーション障がいになりますし、知的障がいの方についても、看護師にきちんと言えるかどうかということも課題があります。それから、もちろん、聴覚、視覚の皆さんも支援者がいなければ不自由を感じる部分もたくさんあるのではないかということを付け足させていただきます。

また、この前の教育と一緒ですが、どこまで条例の文に盛り込み、どこまでをそのほかの補足として盛り込むのかというところがありました。

簡単ですが、とりあえずこれで、また質問を受けながら記憶をたどっていきたいと思います。

（長澤座長）

ありがとうございました。14 ページ、15 ページに記載されております。

それでは、今の情報・コミュニケーションについての質問やご意見、ご自由にお出しいただきたいと思います。

（松永委員）

松永です。

今、ＡＴＭの件でお話がありましたけれども、郵便局のＡＴＭは視覚障がい者でも使えるものが各郵便局に大体入っていると思います。それから、銀行には視覚障がい者も使えるものが入っているところと入っていないところ、大きな支店には入っていると思うのですけれども、全部の銀行に視覚障がい者が使えるＡＴＭは入っていない状況ですので、すべての銀行に入れていただければと思っています。

今日、お話ししたいのは、一つはホームページ、情報・コミュニケーションの部分で、視覚障がい者もパソコンを使ってホームページを見ています。行政のものは大体確認はできると思うのですけれども、そのほかの民間なりいろいろなところで団体が作っているホームページに関して、バリアフリーとかいろいろな中で、以前にだいぶ運動した中では、私たちの見える部分があるのですけれども、しかし、すべてというわけではない状況です。今、なぜここでお話しするかというと、ホームページのことは情報・コミュニケーション、視覚障がい者の部分で当初から上げてもよかったのですけれども、事例として上げていなかったもので、この土壇場でお話をさせていただきます。

新潟市内のあるスポーツ団体のホームページなのですけれども、当初は視覚障がい者でも

それが見えていたと。ところが、中身を改めたために読めなくなったという事例が出てきました。そういう意味で、ホームページを視覚障がい者も見ているのだということで、これをどのように規定するか。罰則などはつけなくても、合理的配慮の中で皆さんに理解してもらった中で、どういう市民が見ているかということを理解していただくように周知していただきたいと思っています。

（長澤座長）

ありがとうございました。今、情報入手手段は多様化して、特にホームページというのは普通のものになっているわけです。やはり、ホームページを含め、まだ気づかないものでアクセスしにくいとか内容が分からないというものがないようにしていくということが必要ではないかと感じました。

（川崎委員）

川崎でございます。

少し興味深いところがあったのでお聞きしたいのですけれども、対応策等の意見③、啓発・研修のところで、ほかのところで出てこなかった言葉がありまして、周知啓発と言って押しつけでは差別はなくならず、興味を持ってもらう仕掛けが必要という記述がございます。興味を持ってもらう仕掛けというところに少し関心を持ったのですが、何か具体的な検討のようなものがありましたらお聞かせいただきたいと思います。

（遁所委員）

佐藤委員から出してもらったのでしたか、この仕掛けというのは。

失礼しました。伊東委員でした。伊東委員、発言してもらってよろしいですか。

（伊東委員）

例えば、子どもたちに障がいへの理解を深めてもらうための教育をするというときに、机上だけの勉強というか、それだけではやはり理解や共感をしづらいというか、頭の中で終わってしまって行動に移せないというところがあると思います。受動的な知識よりも、自分で行動したり交流したりする中で自分で得た知識のほうが、引き出しの中からすっと出して、障がいのある方に出会ったときにこうすればいいのだ、ああすればいいのだということがすぐ出てくるのかなと思うのです。勉強というよりも、楽しくふれあう中でとか、何か楽しみながら、ふれあいながら知識を増やしていく。自然にどういった手助けが必要なのかということを体得していくような仕掛けと思ったのですけれども、皆様方にもご意見がございましたら、ぜひお聞かせいただきたいと思うのですが、お願いいたします。

（佐藤（洋）委員）

佐藤です。

今の伊東委員のご意見、ごもっともだと思ったのです。というのは、私が家庭の中でどういうことをやっているかというと、参考までに私の孫との対応を話をさせていただきます。興味を持ってというところであれですが、私は手話をほとんど分からないのですけれども、聴覚障がいの皆さんと出会う中で、手話を少しずつ覚えて、あいさつとか簡単なものは少しずつできるようになりました。なぜ、今このような話をするかというと、娘の子ども、孫二人を学校から帰ると見ていまして、今もじいじのところに置いてきています。必ず娘が仕事を終えて７時半かそこらに迎えに来て、帰るときに車の中に入ってしまうと声が聞こえないと思って、明日また待っているよ、学校へ行ってきちんとお勉強してきてねとか、そういうことを簡単に手話でやっていたら、孫たちもそういうものがきちんと分かって、いろいろなことをやれる。だから、興味を持つというのはそういうところからあるのかなと思います。手話でも何でもそうですけれども、小さいときからそういう環境に、障がいのある人がいる、目の不自由な人、そしておばあちゃんみたいに年を取ると足腰が悪くなる人がいるのだということを、小さいときからそういう話をしながら、機会があったときに何かの弾みでそういう部分を興味を持ってというところでやると、非常に押しつけがなくすんなり入っていいなと、私はそのように自分の家ではやっているのです。興味を持ってというところは、小さい内にそういうことをやるといろいろな部分で差別とかがなくなるのではないかと、私は日ごろから思っています。自分の家のことを紹介してしまいましたけれども、意見ではないですけれども。

（長澤座長）

ありがとうございました。学校教育だけではなく、家庭教育とか社会教育とかそういった場を通して広く教えていくという発想です。

伊東委員、そういうとらえ方でよろしいですか。学校の場合も、総合的な学習だとか交流教育だとかそういった場面を多く使って理解啓発をするという感じですよね。ありがとうございました。

（竹田委員）

情報・コミュニケーションというのは本当に一番大事な分野だと思っています。私もいろいろな勉強会や研修会を開催させていただいて、ここは本当に新潟市は本心から褒めたいところなのですけれども、公的な無料の研修会を行う際には手話通訳と要約筆記の派遣は全部無料でやっていただけると。ここまでやっているのは、恐らく、新潟県内で新潟市だけだろうと思います。このことは、やはり、とても素晴らしいことをやっているということで自負してもらいたいと思っていますので、ありがたいと思っています。

同時に、それをやっていて思ったのが、私どもお金のない団体がやりますと、少しでも参

加費をいただかないと集会がやれないというところで、参加費 500 円とか 1、000 円という形でやりたい場面があるのです。しかし、それを取ると今度は呼べなくなるというジレンマがあって、ここを何とかならないかと思ったのが一つです。

それからもう一つが、手話通訳、要約筆記を備えるのですけれども、手話通訳、要約筆記をきちんと保証しているイベントなのですというところまで伝えないと、肝心の障がい当事者の方がその情報にアクセスできなくて、開けてみたらだれもいらっしゃらないということもけっこうよくあるのです。ただ、一方で、要約筆記がありますと、私などもだんだん老化で目が悪くなっていきますので、とても助かるのです。そういうところで、要約筆記というのはユニバーサルな情報伝達ツールだなということをとても思います。そのようなことを考えると、本当に参加したいと思った人それぞれに対しての情報・コミュニケーションの支援の対応というのは本当に人それぞれまちまちで、ただ単に手話通訳、要約筆記を用意すればいいという感じではないのです。点字にしても点字を読めない方もたくさんいらっしゃいますし、その場合の資料の提供をどうすればいいかとかということを含めて、公のもの、民間のもの、有料、無料にかかわらずすべてのイベントに関しては困ったときには相談してくださいというような個別対応で情報・コミュニケーションを支援していただける仕組みがあると、安心して主催者も開催できますし、当事者の方も、そこにあるかどうかではなくて、私についてそこに行って支援してくれるみたいな、パーソナルサポート的な感じになりますけれども、そのような形のシステムを入れていただくと、かなり広まるのではないかという気がしています。

（長澤座長）

ありがとうございました。多様な障がいによってそのイベント、あるいはその内容が分からないというか、例えば、知的障がいの方がそうでしょうし、読み障がいの方もそうでしょうし、知覚、聴覚の障がいがある方以外でもそういうイベントなどに参加できるような配慮、個別対応が必要だというご意見だったかと思います。

（石川委員）

聴覚障がい者の石川です。先日は休んでしまいまして、申し訳ありません。

先ほど、竹田委員からお話しされたことはごもっともだと思います。そういうことをまとめてみますと、やはり、合理的配慮ということが大事かと思います。

話は少しずれますが、皆さんご存じかどうか分かりませんが、昨年の 10 月に全国で初めて鳥取県で手話言語条例を制定いたしました。ほかに、石川県も県内５市に手話言語条例を作っていただくということで、だんだんそれが広まっています。

12 月４日に国会で障害者権利条約の批准が承認されました。それに伴い、全国各地域に

おいて手話言語条例の制定が広まりつつあります。新潟も1日でも早く手話言語条例を制定できるよう、皆さんと力を合わせて頑張っていきたいと思っています。ご協力よろしくお願いいたします。

（長澤座長）

ありがとうございました。手話言語条例についてでした。

（片桐委員）

途中障がいの片桐です。

今、お二人の意見を聞いて、情報のことなのですけれども、緊急時情報のもので一番困っているのは、地域で防災訓練とかいろいろやられるのですけれども、全部、途中障がいとかお年寄りはその中に入れないのです。案内が来るのですけれども、見えない方も多いし、参加しようと思っても参加できないのです。だれがどういうように私たちを連れて行ってくれるのかということも分かりません。私たちのところでは、今、区とも交渉しているのですけれども、緊急時の避難場所が、津波が来たりするとありません。学校はありますけれども、大きな建物はなくて、二つ市営住宅があるのですけれども、21 棟ありますので、そのようなところへ群がっていったらみんな死んでしまうので、もう少し市としてもこういう条例に関して速やかに、何かが起きたときに町内会長のところにだけ電話が行くのではなくて、そういう人たちのところにきちんと避難の情報を提供してほしいというのが私たちの切実な要求です。防災訓練をやっても何があっても、行きたいと思ってもだれも誘いに来てくれなければ歩けないから行けません。そのようなことで、皆さんとても困っていらっしゃるので、ぜひ、そういうことも含めてお願いします。

それと、聴覚障がいの方は音が聞こえないのですけれども、視覚障がいは目が見えないから音でしか判断することができないのです。その音が、歩いていても、健常者の方は分からないかもしれませんけれども、信号の音があちこちに聞こえてしまって、どれが赤なのか青なのか分からないときがよくあるのです。これから雪が降ってきたりすると、外なんか歩けないのです。大きい信号機というわけにはいきませんけれども、耳で、今、こちらの信号がなっているのだなとか、そういうことができないのかなといつも思っているので、その辺も考えていただきたいと思っています。だから、夜にここへ来るのもとても大変で、タクシーに乗らないと来られないのですけれども、そういうことも含めて考えてもらいたいと思っています。

（長澤座長）

ありがとうございました。緊急時の情報をスムーズに伝達ということをいただきました。

（佐藤（洋）委員）

佐藤です。

今の片桐委員のご意見、ごもっともなのです。行政の皆さんにお聞きしたいのですけれども、今の片桐委員のいろいろな悩みに対して、防災やいろいろなシステムがあって、要援護名簿とかいろいろなものがあるのですけれども、そういう情報が伝わっていないのかなと思って、片桐委員の思いをつらい思いで聞いているのです。その辺り、行政のどなたかご説明なさってきちんと伝わるように、障がいのある方にそういう大変な部分、防災や民生委員とかそういう部分でみんな本当は網羅しているはずなのですけれども、その辺り、とても、今お聞きしていて胸が詰まります。この辺り、少しお声があればいいなと思います。

（事務局）

おっしゃるとおり、町内会で自主防災組織を作って、要援護名簿を作ってその方のところへ緊急者が迎えに行くという仕組みができているのです。その辺について、次回、資料を用意したいと思います。

（片桐委員）

行政というのは何でも申請しないと受けられないのです。それは民生委員も地域包括支援センターの人も分かるかもしれませんけれども、教えてくれないのです。私もやっと自分の登録をしたのです。私はこういうものはとてもできないので、何かあった場合は地域の方々にお願いしますと、登録を申請しなければそういう制度は受けられないのです。皆さんそれを知らないのです。だから不安で仕方がないのです。そういうものは本当に障がいのあるなしにかかわらず、肢体障がいの人もいるし聴覚障がいの人もいるし、障がいでなくてもお年寄りの方もいるから、私はとても大事なことだと思います。命の問題だと思います。それは市の怠慢だと思います。それはプライバシーの関係で教えられないと言われたのです。地域にたくさんそういう人がいて、ここの方も申請していらっしゃいますかと言っても教えられませんと言われます。それは私はおかしいと思います。

（長澤座長）

次回、資料を提示していただき、対応していただきたいと思います。ありがとうございました。

それでは、進めさせていただきますが、よろしいでしょうか。

（遁所委員）

補足で申し訳ありません。５分の説明の中で言い忘れたところで、石川委員からのお話で、手話が必ずしも正しく使われていないと。だから聴覚障がいの方に間違った情報が伝わってしまう。まさにネルソン・マンデラの追悼式のときに３時間から４時間、手話通訳と称した人がやっていた事態になりかねないというところが石川委員から出されました。

以上、つけ足しです。

（長澤座長）

では、そこのつけ足しをお願いいたします。

次に移らせていただきます。次は熊倉委員です。まずは福祉分野について、よろしくお願いいたします。

（熊倉副座長）

資料の 16 ページからでございます。まず、私どものグループは、金子委員、白柏委員、田中委員、桝屋委員、そしてＮＰＯの金子委員を進行役にして、どちらかというとワークショップ風に進めました。

その結果の取りまとめが 16 ページ以下ということです。差別をなくす対応策、これはほかのところとほとんど一緒なのですが、①、②、③、大変大事なことばかりでございます。④、⑤、⑥まであります。それで、ここに掲げた事項で、③の真ん中辺りに、障がいや障がい者への理解をより深めるため、障がい者支援に関する取り組みを発信し、反響を生かす仕掛け作りを行う必要があるということも言いましたし、それから、障がい（者）の特性、特徴を知らないということもそこに掲げてあります。私たちはお互いにプレゼンをして、それぞれの特徴を、今回、知ることになりましたけれども、そのうえでの私たちの犯しやすい誤りというのは、物言わぬ人の意向を伺わずに済ますことがしばしばで、そのことが常の状態になっているのではないか。これはこの分野に限らず、情報・コミュニケーションの分野もみんな一緒なのですけれども、そのようなことを思いました。

それで、このところには、コミュニケーションと笑顔の領収書が取れなければ、サービス提供とは言えないというものがありまして、やはり、サービス業の基本の話で、支援サービスを求めるお客様と支援サービスを提供する事業者がありまして、いかに満足してもらってお金をいただくか。よくコミュニケーションを取る中で、いかに支援し、お客様に喜んでいただけるか。この辺りはサービス業の本質的な話だと思うのですけれども、それがやはり福祉の支援という分野できちんと行えるようにということが一番のポイントではないかという気がいたしました。

それから、⑥の差別解消法に基づく体制整備を整える、今、その辺の資料などが出てきておりました。これは川崎委員、そのほかのご指摘が入っているわけですけれども、大事な視点だと思います。

それから、追加１のところで、やはり、障がい者の支援施設なものですから、その施設が掲げる医療者支援に合わせたバリアフリー、ハードとして持つべき基準はクリアしておかなければならないということが追加１ではないかと思います。

それから、リスペクトの欠如というのが、これは 18 ページの真ん中辺りです。人権意識が欠如している。障がい者に対するリスペクトが足りないという言い方をしましたけれども、尊敬や敬意という言葉で、リスペクトというのは、その方が私たちの仲間として厳然としているのだということを意識の中できちんと分かっていて、そういうことを表現したうえできちんとコミュニケーションを取るという、普通の人であれば無視もされないし気も遣ってもらえるし、話もしてもらえるという部分を、やはりきちんとやるというのが大事なことで、先ほどの笑顔の領収書だとか物言わぬ人とのコミュニケーションといったことと全く同じでございます。

その下にひまわりクラブの関係というものがそこに書いてあります。ここに書いてあることは、障がい者と健常者が共にいた方がよいというのはそのとおりだと思います。ただ、これについての若干気になる点は、ひまわりクラブそのものが鍵っ子対策だと思っていますが、障がい児の場合は、親が障がい児を抱えるうえにお勤めはしていないので、いわゆる鍵っ子対策とは少し違う面もあるので、その辺、ルールが違う中で、しかし、希望されれば受け入れてもらえるのかなという辺りは、十分にお話ができなかったような気がするので、もし気がついたところがあればと考えております。

（長澤座長）

ありがとうございました。

それでは、皆さんからのご意見をいただきたいと思います。福祉分野について、いかがでしょうか。

（松永委員）

松永です。

福祉の部分で、実は、同じ視覚の障がいがあっても、若いときから視覚障がいがある人、あるいは介護保険に該当する年齢になってから視覚障がいを受けた方とではサービスの中身が違ってくると思うのです。本来ならば介護保険にないサービスは福祉サービス、例えば、同行援護などが受けられるはずなのですけれども、現実に市内の高齢になって視覚障がいになった方の話を聞くと、同行援護というか外出の介助ヘルパーの制度を制限されているという言い方をされています。国では制限はしていないということになっているのですけれども、介護保険と福祉サービスの間で、どの時点でサービスを受けるようになったかによって対応が違ってくる。

一番心配なのは、平成 27 年からですか、相談員によって計画的相談、サービス料が出てくるのではないかと思うのですけれども、相談員の方々、あるいはケアマネージャーの方々が視覚障がい者のことをどれだけご理解されているか、その辺がいろいろ伝わってくる話の

中で疑問に思っています。視覚障がい者という特性を相談員の方々からしっかりご理解していただかないと、本来なら受けられるサービスが限定される、時間数が少なくされているとかそういうことがあるような気がするのです。これを、ここは新潟ですけれども、県外からの話を見ても、相談員によって査定されてくる段階になってくると、なかなか厳しい判定が出てくるということを聞いています。本当の意味で相談員の方々は、視覚障がい者ということをしっかりご理解いただいたうえでの判定をしていただかないと、制度を知っている当事者であればいろいろ意見を言うのでしょうけれども、よく理解していない方にとっては言いなりになってしまうような気がするのです。そういう意味で、本当の意味の認定をする場合には、それぞれの当事者、障がいでもいろいろたくさんあるわけですけれども、その状況をしっかりご理解いただいたうえでの認定の段階でのお話を進めていただきたいと思っています。

（長澤座長）

ありがとうございました。16 ページの④の福祉従事者等がという、その特性に応じた配慮の前提としてしっかり特性を理解し、その人のニーズに合った計画を立てるという理解でよろしいでしょうか。

（佐藤（洋）委員）

佐藤です。

18 ページのひまわりクラブ等のお話が出ましたけれども、私もそう思いますが、週に一、二回、各小学校で放課後何とかというものがありますよね。そういうところへも障がいのある児童、生徒も地域の方がお世話したりしている学校開放とは別の、ありますよね。名称を忘れてしまいましたけれども、そういうところにも配慮していけるような部分があるといいなと思いましたので、よろしくお願いしたいと思います。

（長澤座長）

ありがとうございます。放課後の児童支援です。

（遁所委員）

追加３の災害時の支援体制のところなのですが、南相馬市に被災地支援と称してお伺いしたときに、障がい者のデイサービスというところが津波から何十メートルくらいで止まったという、残ったのですが、そこが急遽福祉避難所になったのです。地震、それから災害というのはいろいろ形はありますけれども、被災者の障がい等のコメントとしては、事例の紹介ですけれども、自分の家が被災しなかった場合、そこが福祉避難所になればいいと。これはどういうことかというと、避難所の指定を受けると物資が支給されるというか、そこに来るのが、家は無事だけれども避難所に行かなければそういうものも受けられないということで、

一番安心な残った家を捨ててというか、そこから離れて不自由な避難所に行くよりも、逆に充実していると。例えば、バリアフリー住宅が、私の家には車いす利用者がいるわけで、そういうところを含めて避難したらいいのではないかという提言を読んだばかりなのですけれども、そういうところも、追加３の災害時の支援体制のところに、東日本大震災で被災された体験談、それから中越沖地震、中越地震。特に中越沖地震のとき、新潟県の取り組みは兵庫県のボランティア団体から非常に高く評価されています。そういうところで、新潟県が東日本大震災でも支援によく入っていると、そこのところは胸を張ってというか、そういう事例も取り入れたほうがいいのではないかという感じがしました。

（長澤座長）

ありがとうございました。追加３、災害時の支援体制についての提言でした。

（片桐委員）

18 ページなのですけれども、身体障害者手帳の等級決定方法を障がい者の生活実態に合ったものに変更すると書いてあるのですけれども、具体的にこれを提案された方から聞かせていただきたいと思います。

（長澤座長）

もう少し詳しく説明をお願いしたいということなのですが、よろしいですか。身体障害者手帳の等級決定方法を障がい者の生活実態に変更するという、そのほかの委員のところで出ておりましたが。

（片桐委員）

障害者手帳がそんな簡単に取れないのです。私は取れなくて不服審査をしたけれども、それも却下されて裁判闘争をやろうと思っているのですけれども、裁判闘争するにはとてもお金がかかって、一人ではとてもできないので、今、考え中です。その異議申し立てしたものの書類が来たのも、今年は本当にそれを見て差別だと思ったのです。見えない人に関して、本当に米粒のような書類が来て、あまりもびっくりしてしまって、差別以外の何者でもないと。そうしたら、これを見たらそういうことが書いてあって、生活実態に合ったものに変更するというのはどういうことなのか。本当にそうなったら、生活実態に合ったものに変更されるのであれば、少しでも見えるときに拡大鏡や読書器に税金を使っていただいたら、私たちのような人が本当に楽しくこれからの人生が送れるのではないかと思っています。何も障害者手帳を取ったらこんなにいいことがあるということはないのです。本当に手帳を取りたいという人には、私のような人には取れなくて、今はほとんど視野が欠けています。今、障害者手帳を申請すると取れるのかなとも思うのですけれども、私も大変な状況になっていまして、ここをもう少し具体的にお話を聞かせていただけたら幸いです。それによって対応の

仕方がまた違ってくると思うので、よろしくお願いします。

（長澤座長）

かなり前なので、どなたかというのは。手がかり等ありますか。

（事務局）

事務局です。一次意見で片桐委員からいただいた意見です。

（片桐委員）

生活実態に合ったものと。

そのときに、審査委員が十何人います。私が出した障がいのものに関して、本人も呼び出さないで書類の机上だけで判定をするというのが私は納得がいかないのです。時々の実態がみんな変わっていると思うので、そういうものをもし、一生懸命に出した人に関して来いというか、裁判所ではないですけれども、今どうですかくらいのことはできないのでしょうか。それが本当に不思議で仕方がないのです。ただ書類だけで終わり。あと、６か月以内で不服があれば裁判しなさいと。そういうものが私は納得いかないのです。もっとやさしい行政であってほしいと私は思っています。

（長澤座長）

ぜひ、生活実態に合ったというものを、片桐委員のほうで条例検討の過程でお話しいただけると、皆さんにも共有していただけるのではないかと思いますので、お願いいたします。

（熊倉副座長）

今の手帳を巡るものについては、行政のほうでの何らかのものが改めてあればと思いますが、私の個人的な感触で言うと、身体障がい者の等級の区分というのはきちんと決まった表があって、それに当てはめて判断するわけです。そして、新しい、こういうことはこうしたほうがいいのではないかと言われると、長い時間かかってそれがそのようにしてだんだん変わっていく。最近のあれで行きますと、厚生労働省の会議の資料で 11 月でしたか、ペースメーカーの、こういう場合は認定基準の見直しについてというものが１項目ありましたけれども、全然分野が違って、もし不適切であれば、この後、発言から除いてもらいたいのですけれども、水俣病の認定基準であったり、法律でも行政として当てはめてやらなければならない部分というのは、どうしてもそこで運用で判断するという部分がなくて、法律に照らしてその方に給付するとかしないとかということをやらなければならないので、ある程度硬直的な部分があるのは法律として残念なことなのだけれども、やむをえない部分も実はあるのかなと。ただ、それは、そういう声を上げてやっていったときに全然変わっていかないわけではなくて、それは変わっていっている部分もあるのでと、とりあえず、私としての感想です。

（白柏委員）

眼科医の白柏です。

今、片桐委員がおっしゃったことはとてもよく分かるのです。中途で見えにくくなったという、多分ご苦労されているから、障がい者の生活実態に合ったものに変更してほしいという思いがとても伝わってくるし、分かるのですけれども、視覚障がいで考えると、今、私もここに等級表を持ってきていますけれども、１級から６級まであって、６級だと一眼の視力が 0.02 以下とか、両眼合わせて 0.2 を超えてはいけないとか、いろいろなルールがあるのです。視覚障がいの場合は１級から６級まであって、すべて視野と視力の二つで成り立っているので、きちんと検査されたときにどれにも当てはまってこないと、本当に障害者手帳がいただけないという実態はあるわけです。しかし、やはり視力と視野もいろいろな組み合わせで１級から６級まであるのだけれども、これがこのまま行くとは分かりませんし、今、日本の眼科医会でもこの等級表を見直そうという動きもあります。熊倉委員が言ったように、なかなか障がい者の生活実態に合ったものに変更するというところまで行くには少し難しいのかなと思います。本人はこれだけ不自由なのだと言葉で訴えていっても、やはり、数値的に、例えば視力が 0.01、0.1、視野検査をしたときに何度以内しか見えないとか、そういう実際の測定結果に基づいて視覚障がいの等級表は成り立っているわけだから、その辺を動かしていくというのは少し難しいのかなという気はします。

（長澤座長）

詳細な説明をありがとうございました。

（熊倉副座長）

先ほど、防災のこともありましたし、それから片桐委員ほかからの、行政サービスというように、情報のコミュニケーションとかそういうものもありまして、障がい者の方が本来受け取るべきサービスまで行きついていない、その辺は行政の怠慢ではないかというご指摘のあるご意見もありました。それも含めていろいろ考えているわけなのですけれども、まちづくりにおいて、例えば、やすらぎ堤や八千代橋のエレベーターですとか、そういうような取り組みなどはきっと要望があって団体もかかわって、そして土木のかかわりもあって計画なり工事なりを進める段階で当事者の方に参加してもらって、そして一つずつ合意を得たものに予算をつけて、やすらぎ堤なりいろいろな整備がされているという経過をたどっているかと思うのです。そういうまちづくりにおけるプロセスを、例えば、障がい者も含めた防災訓練の問題ですとか、一定のテーマに区切って、まさに障がい団体の方、当事者に参加してもらって、それで現実に、例えば、要援護者名簿はこうなっているということをシミュレーションするような訓練の機会を公開でやるとか、何かそういうようにやって、それが関係者に

対する周知啓発にもなるし、それでお互いの理解が広がるという点もあって、それがまた行政に反映されていくというやり方でないと、よくならないのではないでしょうか。ということで、やはり、今、問題点として出されているものについては、きっとそういうことでこれから変わっていくというのが共生の社会づくりかなということを考えまして、その辺は周知啓発の手段であると同時に、現実的に今やっていることの点検だったり直したりという具体的な、けっこう悪くない方法で、現実にやっているところではやっているような気がします。

（長澤座長）

ありがとうございました。今のご意見も共通する事項かなと思います。要望を実現するうえで、当事者若しくは団体が入り、シミュレーションしながらその過程を公開していくというのも一つのアイデアかなと思いました。

（佐藤（洋）委員）

佐藤です。

少し老獪かもしれませんけれども、私は４年前まで民生委員をやらせていただきました。21 年間務めさせていただいたと思います。いろいろなことで辞任したのですけれども、民生委員をやらせていただいて、会長会議等で私は何回も発言したことがあるのですけれども、民生委員はいろいろなことで研修を受けさせていただきました。本当に勉強させていただきました。私は、そういうときに町内会長も同じ場所で同じ研修を受けさせていただきたい。それが一番地域に根ざす安心・安全につながるということを私は何回も言っているのですけれども、それはありませんでした。

町内会長というのは任意の団体だから、行政はなかなかそこまではということを言われた方もいらっしゃるし、本当に市民全体で安心・安全を目指すのであれば、先ほど熊倉委員がおっしゃったように、いろいろな障がいのある団体の皆さんと一緒に、今、まさにここがそうです。いろいろな障がいのある方と関係機関等の集まりで話をしているわけです。こういう部分もそうですが、本当に地域にきちんと市民全体が安心してというところになったら、やはり、町内会長なども本当にこういうところに入っていただいたほうがいいのかなと私は思っています。そこのところがいつもつながらない部分が出てきて、片桐委員が非常に困っていらっしゃるそういうところを救えない。そういうことが非常に、私がもしその地域だったらどうするかと、とても感じましたので、その辺りを行政も一緒に考えていただきたい。町内会長、自治町内会にどのようにしてこういうことを分かっていただくか。そして、自治会でリーダーをやられる方はこういうことも全部網羅していただきたいというのが希望ですので、その辺りを上手に持って行けたらいいなと思っています。論外でしたけれども、失礼します。

（長澤座長）

ありがとうございました。理解、啓発を図るうえで町内会長というキーパーソンをおさえるというのは重要な視点ではないかと思いました。

次も熊倉委員ですが、医療分野に移らせていただきますが、よろしいでしょうか。

（熊倉副座長）

資料は 19 ページからでございます。差別をなくす対応策の部分はほとんど似たようなところがあります。ただ、この医療分野については少し違っているかなという部分はあります。③の市民、事業者、医療関係者等に対して、障がいや障がい者への理解を深める周知啓発・研修を行うで、この右手の意見の中で、新潟市医師会により、研修受講について呼びかけてもらうことができるのではないかという言葉があります。それから、⑤に本人及び保護者に適切な説明を行うというものがありまして、その右手の委員意見等の２番目に、医療界には、インフォームドコンセントという概念・スキルが存在する。本来は、この領域なのだと思うが、医療関係者の不用意な発言に傷つけられている人は多い。障害者虐待防止法においても、病院・学校という二大虐待現場が対象から外された経緯もあり、特に職業ヒエラルキートップに置かれ続けている日本の医師という職業には、高度な患者心理学の学習を求めたい。これは一次意見だったのではないかという気がするのですけれども、こういうご意見もありました。

平たく言ってしまうと、医師というのはきっと医師法か何かで患者を選べないという仕組みになっているかと思います。そうすると、医療サービスを受けたいとする方が障がいのある方の場合は、その方の訴えを受け止めて適切な医療の提案をしてというような過程が必要かと思うのです。それは、そうすると、医師自身としてそれが必要だという部分があるので、その限り、やはり、医師会にかかわってもらえるところがあると考えました。

それで、この追加の１や２や３を読み上げなくて恐縮なのですけれども、その次の 20 ページの最後に、対応可能な医療機関を公表すべき。やはり、医療を巡るケースでいろいろな意見が出たのですけれども、何というか、医師によってはなかなかじっとしていてくれない障がい者の場合に、採血もよくできないと。それで、薬の更新にしても採血をして何らかの検査結果なしに、しばらく続けたから少し薬を減らしましょうかという対応があったりもしたという話をしまして、それは少しおかしいのではないかと。それから、対応可能な医療機関というのは、つまり、手術だとか入院だということで、引き受けてくれる医療機関は現実に限られてきているというのが、今、知的障がいの関係では高齢化になってきてそういうケースが増えてきたら、今までもあった要望なのですけれども、今、そういう声が非常に顕在化しているというところがありまして、この辺の公表すべきという言い方をいたしました。

そのときにどなたかが言ってくださったのは、県の医療計画に任意的記載事項として記載するというものがあったのですけれども、県の医療計画と、その辺の、どういう形で位置づけられているかということについては説明できませんので、もし、この辺で補足の説明があれば、これについてはお願いしたいと考えております。

ポイントとしては、医師会の行動というか、アクションがかぎになるのではないかと思います。

（長澤座長）

ありがとうございました。先ほど、情報・コミュニケーションで遁所委員が入院している障がいのある方へのコミュニケーション保証というか支援というのもこれに関係したことなのかなと、今、思ったところです。

私は個人的に県の発達障がい支援の会議にもかかわっておりまして、追加１の簡易説明パンフレットの作成などは、例えば、発達障がいの自閉症スペクトラムの方が歯医者にかかったときに、恐怖を覚えるので歯医者でこういう対応がいいのではないかという、非常にビジュアルなマニュアルを作ったりもされているのです。そのように、医師側で分かるように伝えるという工夫が必要だろうし、もう一つ、当事者の方が痛いとか怖いとか不安だということを訴えられる保証も必要なのではないかと、聞いて思った次第です。私個人の意見です。

では、最初に、熊倉委員が最後におっしゃっていました、県の医療計画に任意的記載事項として記載するという説明のところで、もし、今、何かこの件に関しての説明が可能であれば、お願いしたいと思います。

（田中委員）

細かい話で恐縮なのですけれども、対応可能な医療機関を公表するための一つの手段として、県が策定する医療計画の中にそうした医療機関を記載してはどうかという提案です。県の医療計画についてはあまりご存じない方が多いかと思いますが、法律上、47 都道府県がそれぞれ県内の医療機関について、役割分担の方向を示す計画を作ることとされています。その医療計画の中でどの程度詳しく医療機関の役割を記載するかは県によって違うのですけれども、例えば、脳卒中やがん、急性心筋梗塞などの疾病ごとにこの病院はこういう役割を担うというようなことを書くこととされています。法律上、記載しなければならない疾病や事業、例えば救急医療や災害医療などは限定されているのですが、法律に書いていないことも記載することができます。例えば、障がいのある方についてよく対応することができる医療機関を新潟県の計画に任意で書くというアイデアもあるのではないかということで、私から発言させていただいたものです。

いずれにしても、公表するための一つのツールであります。

（長澤座長）

詳細な説明、ありがとうございました。この件はよろしいですか。

では、医療分野に関して、皆様からのご意見をいただきたいと思います。

（遁所委員）

まず、手術というところとか入院するときの保証人のことなのですけれども、保証人がいない場合とか、いろいろあった場合でも入院しなければいけないとかというところの整理です。よく、私たち相談事業所でもそこが課題になるのですけれども、まず、入院時の費用を払えるのか、その代理とする保証人なのか。あるいは、施設に入った場合にご遺体を引き取る保証人なのか。保証人でもいろいろとあるので、そこの説明になるのかなという課題がございます。ただ保証人がいないから入院はだめとか、手術はどうかというのはよくある事例です。また、成年後見人というところで、保証人には成年後見人の人は署名できず、あえてやるならば、保証人というのを消して成年後見だれそれと書く。それでいいのかという、いろいろと課題がありました。

今度はメディカルソーシャルワーカーと地域との連携ということで、医療というところで私どもがかかわるのはどうしてもケースワーカーなのですけれども、そことの連携での課題とか、あったらいいのかなという気がいたします。

あとは、医療のところではいろいろと課題はありますけれども、とりあえずこれで終わりたいと思います。

（長澤座長）

ありがとうございます。保証人の件とＭＳＷとの連携の件のご意見でした。

（松永委員）

視覚障がい者が入院したときに、看護師にどれだけ支援していただけるかという問題が私たちの中でずっとありました。それは入院していたときのトイレに行くとか洗濯とか病院内での買い物とか、あるいはいろいろな書類が出てきたときにどう対応するかということがありまして、以前から、入院したときにホームヘルパーをお願いできないか、自宅にいるときにホームヘルパーをお願いしているので、入院したときにはそのホームヘルパーから病院に来てサポートしていただけないか。ホームヘルパーは福祉の制度ですので、医療機関では今の制度ではお願いできないわけですけれども、その辺のところをどうにかならないかということが現実にあります。それはホームヘルパーあるいはガイドヘルパーなのですけれども、病院の職員がどれだけ対応してくれるか。あの忙しい中で看護師にお願いしたとしてもなかなか対応していただけないという状況があります。

現状、そうなのですけれども、全国的に医療と福祉の狭間での問題点を取り上げて全国的

にまとめて国に申し入れをすることになっていまして、私もそこの委員なのですけれども、実際に新潟市内でも視覚障がい者が入院した場合に、病院側の対応のまずさと言ってはあれなのですけれども、心配りが行かない。それであったら病院に無理をしていただかないで、自分たちが平時お世話になっているヘルパーをそこに対応できないかということを考えています。これはすぐに解決できるものではないとは思うのですけれども、現実問題として、私たちはそうしていただきたいと思っています。

（長澤座長）

ありがとうございました。視覚障がいの方の入院への支援のあり方です。

（遁所委員）

先ほど言い忘れたところで、追加１の意思伝達支援制度の整備で、福祉情報技術コーディネーターという資格があるわけで、そういうところの整備、それからまた、今、ＩＴサポートセンターが取り組んでいるところでは、医療従事者の方へのコミュニケーション支援のツール、スイッチとか、ナースコールの少し改良したものの応用とか、それからＯＴ（作業療法士）、ＰＴ（理学療法士）、それから医療機器を使う人たち、障がいのある方に対しての配慮とかそういうところを新潟市でも取り組んでいるので、ここはもっと強調してもいいのかなという気がいたします。

それから、松永委員がおっしゃった入院時のヘルパー派遣ですけれども、ホームヘルパー、基本的には、これは本当は小林係長が答えるところ、私から答えていいですか。

ホームヘルパーは自宅への派遣なので基本的には難しいですけれども、コミュニケーション支援という地域生活支援事業のところの項目で、福祉計画の中でも視覚障がいの方、それから聴覚障がいの方というところでコミュニケーション支援という制度があります。地域生活支援事業は新潟市単独事業でもできそうなので、ここは新潟市の裁量でやっていけるのではないかという期待はあります。先ほど私が発言した、入院時に口がきけなくなった、私が入院時にコミュニケーションを利用したいというのもつながってきますし、そのようなところがあります。

（長澤座長）

ありがとうございました。ＩＴサポートセンターの存在、つまり、医療だけではなく、情報コミュニケーションに関しても、こういった具体的な支援機関があるということも、どのように条例に盛り込むかはまだ検討課題ですけれども、しっかりこういったこともおさえておく必要があるのかなと思いました。

（正道委員）

正道です。

２点あるのですけれども、まず１点は、精神障がいに対しての夜間の救急が市内にはないと思うのです。日中はかかりつけの医師がいるので大丈夫なのですけれども、夜に症状が出たり、パニック、発作が起こったときにとん服を飲んでもだめで、救急に電話してもそれはうちでは受け入れられないと言われるということを聞いたことがあるので、発言いたします。

もう１点なのですけれども、昨年、アキレス腱を切って某病院にかかったときに持病はありますかと聞かれまして、統合失調症ですと答えたら、先生がうちではだめというような感じの表情をされまして、かかりつけの医師とその整形外科の先生は同期ということで、本当はだめなのですけれども、電話だけでその病院に入院して手術を受けることができました。本当ならば新潟大学病院か新発田病院、しかも精神科と整形外科がないので、先生に紹介状を書いてもらうという手続きがあるようなのですけれども、私の場合は少しラッキーだったなと思います。

（長澤座長）

ありがとうございました。精神障がいの方の医療ケアのあり方についてのご意見だったかと思います。

（長谷川（イ）委員）

私は 10 年くらい前に新潟市身体障害者福祉連合会に入ったのです。高校のときに障害者手帳４級だったのですけれども、会に入っていろいろな人の話を聞いたら、私も３級などになれるのではないかという気持ちだったのです。私も新潟に出てきてがんセンター新潟病院で手術をしたので、手術したところに行けば一番いいかなと思って見直しというか、市役所で紙をもらって、5、000 円かかるけれどもだめもとで行ってみたほうがいいですよというようなことを言って、３級というと、お金をもらうものと、３級になると、４級と３級では少し違いますよね、受けられるあれが。それで、がんセンター新潟病院に行ったのですけれども、手術をしてくれた先生はいなかったのですけれども、ものすごい剣幕で怒られて、外へもみんな聞こえるような声を出して、みんながそのように障がいの給付を上げてもらいたいとか何とか言っていると言ってものすごい剣幕で怒られました。私は一応帰ってきて、市役所に行ったのです。そうしたら、市役所の人がとても親切な人で、がんセンター新潟病院の一番偉い人に電話して言ったほうがいいですよと言われて、電話して、それから見てもらうことになって３級にしてもらったのです。

それからまた２年後に見直しがあって、またその先生のところに行かなければならなくて行ったらまた全然見てくれるような気配ではなくて、嫌みもすごく言われて、何とかそれをやってもらったのですけれども、今度は障害者年金は１級になったのです。見直し見直しとしていってだんだん上がってきたのですけれども、それでまた見直しになって、年金ではな

くて、今度は本当の手帳のほうがまた見直しになって、手紙がまた２年後に来てその先生のところに行ったら、今度は見ないと言われて、今度は私たちのほうで相談会があるので、とある先生に見てもらったら、あなたは２級だと言われて、今度はそれがまた給付が上がったのです。先生によってとてもいやな思いをして、市役所の人に助けられたのです。少し話は違ったかもしれないのですけれども、医師でもいろいろな先生がいるなと思いました。片桐委員も頑張ってください。

（長澤座長）

ありがとうございました。医療側というか医師の対応によっていろいろとご苦労されたというケースがあるということです。

医療分野に関して、ほかにいかがでしょうか。

それでは、その他という項目がありあります。21 ページです。その他について。

（熊倉副座長）

私どもの担当は福祉と医療とその他なのですけれども、その他の項目のボリュームをあまり頭の中に入れなくて、十分これを揉む時間がありませんでした。今、そこにまとめられた 21 ページの分だけしかないわけなので、逆にこういうところに皆さんにゆだねたいという部分です。ただ、情報が乏しい部分があって、なかなかいちがいに十分分かって議論できたかという辺りの不十分さはあります。限界はありますけれども、大事な部分、ポイントは 21 ページのとおりでございます。

（長澤座長）

ありがとうございました。その他を含めて、どこにも入らないというか、どこに入れたらいいのだろうという内容もあるかと思います。それも含めて、全体を通してでもけっこうですので、皆様からご意見をいただきたいと思います。言い忘れたこととか何か追加したいことがございましたら、挙手をお願いいたします。

（小泉委員）

その他の真ん中辺りに書いてあることと、全体にもかかわってくることなのですけれども、障がい者を理解するためということでの周知徹底ですとか啓蒙を図っていくというところが出てきています。この問題は、結局、行政の立場でやるのか、そういったところが趣旨徹底のための場を作って集めて理解させるのかというところがあるとは思うのです。ただ、逆に、こういう形で宣伝していった場合に、障がい者に対する理解を深めたいというように思う人たちもたくさん出てくると思うのです。そういう人たちが出てくる場合に、人的な支援ですとか経済的な支援というところを行政の立場で、予算組みとかそういったものをしていただきたい。

例えば県などは、分野は全然違いますけれども、自殺防止対策について補助金を出すとかということをやっています。こういう面で、例ですけれども、点字を習いたいとか手話を習いたいというように、積極的にそういう形でかかわっていきたい人たちに対して、人的な支援でもかまわないので、もしできれば経済的な支援とかそういったものを使いやすいような形でやっていくと深まっていくのではないかと思います。

（長澤座長）

ありがとうございました。理解啓発を図るうえで、民間の方々、行政だけではなく、やっていくことは重要ですし、それに対して行政のバックアップがあるということは非常に心強いのではないかと思います。

（長谷川（イ）委員）

先ほど、佐藤（洋）委員でしたか、少し言われたのですけれども、自治会長の話です。私も一応西区で自治協議会に参加しているのですけれども、第２部会が福祉関係とか大体そういうところなのですけれども、最初のころは片意地をはってというか、障がい者の団体として言っているわけではないのですけれども、何とか地域のほうでよくしてもらいたいというような気持ちで、障がい者のことを訴えてきたのですけれども、受け入れてもらえないのです。その会議が終わって帰るときのむなしさというか、いつもとてもむなしくて、私は本当は２年満期なのですけれども１年でやめるつもりで、こういうものはやっていられないと思ったのです。

高齢者と言うとみんなついてくるのです。一つにまとまるのです。障がい者というのは訴えなくても、高齢者のことをいろいろ考えて、高齢者の中にも障がい者がいるし、そういうことを考えていこうと思ったら自分自身で参加しても気が楽になって、打ち解けられるようになったのです。それで、１年でやめるつもりだったのですけれどもやめられなくて、もう１年やることになったのですけれども、何とかこういういろいろなことを決めても、地域で何とかやってもらわないと意味がないと思うのです。こういうことをコミュニティの会長とか自治会長のような人とか大学の先生とか、そういう先生が参加しているのですけれども、何とか障がい者を理解してもらえるよう、部長、よろしくお願いします。地域に何とかそういうものを回って言ってもらうというか、してもらえないでしょうか。そういうのは無理でしょうか。

（長澤座長）

この理解啓発を図るというのは、手段はやはり多様であるべきだし、いろいろなアイデアを出し合って、先ほど言われたように町内会長、キーパーソンをおさえるとか、自治会長とか、そういう対応もありなのではないかと思うのです。やはりいろいろな方法を考えていく

こと、いろいろな手段を使って訴えていくということがこういう条例にも書かれるべきではないかと、個人的には思います。

（長谷川（イ）委員）

ちなみに、西区でいじめの問題の講演をしたのですけれども、300 人入るところにたったの 60 人しか入らなかったのです。だから、いじめのことは関心がないのかなと思って、今度は高齢者のものでやるのですけれども、どのくらい集まるか期待しています。

（長澤座長）

ありがとうございました。

その他を含め、正道委員、お願いします。

（正道委員）

（２）の２番目の車いすのところなのですけれども、現在準備中ですが、西区にある作業所で飲食店で車いすが利用できるかどうかということを調べるということを来年度くらいに始めようということで声がかかって、少し準備しているのですけれども、家は万代にあるので駅付近の飲食店を担当することになると思うので、そういうことをいちいちお店に電話をして許可をとってから計りに言ってそれをまとめるのではなく、市から飲食店にドアの幅とか内部で車いす利用できるのかということを強制的にやってもらうと、あとは調べなくていいなと思います。

（長澤座長）

ありがとうございます。その他のところの二つ目に対しての賛同意見ということです。

（桝屋委員）

桝屋です。

周知啓発についての私の意見なのですけれども、以前、市民講座で発達障がいのことについて取り上げていただいて、それを受講もしたのですけれども、やはり机上のテキストとかスクリーンに映し出したことだけでは体験はなかなか難しいというのがありまして、実際にそういう障がいを理解するのに体験できる擬似的な何かを参加した方全員にそのように参加できるような、耳で聞くよりも実際に体験してもらうという講座のやり方がいいのではないかと思いました。

あと、大きな会場を一つ借り切って講座を開くというのも一つの手ではあるのですけれども、それよりも、規模を縮小しても地方の公民館を使ったとしても、定期的に数をやって周知していく手法も一つありなのではないかと思いました。

（長澤座長）

ありがとうございます。発達障がいについて、ほかの障がいもそうなのですけれども、話

を聞いただけではなかなか理解が難しいので、いろいろなプログラムがあってしかるべきですし、例えば、今ほど体験というお話がありましたけれども、学習障がいの疑似体験プログラムとかＡＤＨＤの疑似体験プログラムというものがあるのです。そういうようなことで、体験するということは今は可能だと思いますので、そういった研修会も設けてほしいと思います。

（遁所委員）

常日ごろ思っているのが、このごろ、お父さんとお母さんが経営している小さいお店がなくなっていく。今度、小学生などが避難する場所、それからご高齢の方などがお茶を飲む場所、河田さんがやっていらっしゃったようなことも何かできないのかと考えると、新潟市は地域活動支援センターという障がい者の少人数の場所が 30 か所以上あったり、作業所があったり、障がい者のために整備した場所があると。それも中学校区に１個とか、割と広まってきているところに、例えば、これは私たち運営する側の努力も必要なのですが、自治会長に言って、遊びに来ませんかとかいう、そういうところから地域の人と結びつくということをやりたいと思っていて、そのときに、やはり、自治会長や一般の方というか地域の人たちとのきっかけ作りというか、餅つき大会とかになるといらっしゃるのですが、普通にただお茶を飲みに来るというとなかなか来られない。そこのところの橋渡しは行政の皆さんに紹介してもらうと、啓発とかにつながっていくのかなと思います。

（長澤座長）

ありがとうございます。地域における啓発のあり方についての提言ということで、賜りました。

（竹田委員）

全体的なことになるのかなと思っているのですけれども、先ほど、遁所委員の発言の中に南アフリカの伝わらない手話の話が出てきたり、あるいは鳥取県手話言語条例はできたけれども、鳥取県手話言語条例を伝達するテレビコマーシャルで手話の不適切使用があったりという報道を耳にするにつれ、やはり、いろいろな政策策定場面や実施場面において、当事者参加がなされているかどうかということが決定的にそういう誤謬を防ぐ、事前に改善できる、やはりシステムの一つなのかなという感じがするのです。

今回、いろいろな分野においてのいろいろな対応策を議論してきたのですけれども、その中にあらゆる決定場面、論議過程、実施場面において当事者が参加できるシステムを入れていくというのは、かなり大きな差別の事前防止であり、あるいは事後対応の一つのツールになるのではないかという気がしていて、新潟市条例においては当事者参加ということを大切にしていくということを一つどこかで貫けないかということが一つです。

二つ目に、いろいろな差別事例に対してさまざまな意見を委員の中で出して、ああではないか、こうではないかとやってきたわけですけれども、例えば、福祉分野において、私自身も福祉で生計を立てている人間であり、この構成の中はどうしても福祉に係っているパーセンテージが多いわけです。対して、今話をされていた医療の分野のところは医師会の白柏委員がお一人、経営の分野では佐藤（佐）委員がお一人という形で、ここで上げられている対応策が本当に現場の医師たちに伝わる中身を持って私たちが議論できているのかどうかというのは非常に不安なところがあるのです。医療界以外の分からない人たちが勝手に言っているけれども、それは何を言っているのか分からないというような提言があると、実際の解決構図になってこないのではないかという気がするのです。例えば、教育の問題でも、教育委員会の方や校長会の方や教職員組合の方々がこの意見に対してどう思うのかというようなすりあわせをしていかないと、言葉が言葉として上滑りしていくというような感じがしますし、対決構造の中に、例えば、医師会と連携してこういったことの啓発を進めていくとか、経営者協会の方と一緒に商工会議所を回るとか、あるいは教育委員会の方と一緒にやっていくとか、何かその辺のところでは、その領域の本流の人たちとすりあわせていくというのも、作っていく過程でかなり重要なのかなということを感じました。

（長澤座長）

ありがとうございました。大変貴重なご意見だと思います。条例の基本となることとして、当事者参加ということ。今後の条例の取りまとめにおいて、その専門領域の方々の意見を聞いていくとか、そういったことはこれからまとめていくうえで貴重だと思います。特に、条例という一つの形で市民に提案するというのは、もっともクリアで分かりやすく、インパクトがありますので、よりよいものを作っていくということに、改めて考えた次第です。

では、ここでこれに関しては終了させていただきますが、その後も各分野において、何かこういう考えがあるとかこういう問題がありますという意見があったときには事務局に提案し、いくつかまとまったらまた委員に提示していただくということで共有化を図っていきたいと思いますが、お願いしてよろしいでしょうか。引き続き、委員の皆様、ご意見がありましたら提案をお願いいたします。

（３）条例の目的等について

（長澤座長）

最後の議題ですが、条例の目的等について事務局から説明をいただきまして、これに関しての意見は持ち帰りとして、後日、電話、ファックス、メール等で委員の皆様からご回答いただくということにしたいと思います。

では、条例の目的等についての説明をお願いいたします。

（事務局）

次回から、中間取りまとめの中身について皆さんから議論いただくわけですが、その際、目的や趣旨について、その考え方や表現はきわめて重要だと考えております。条文化していくうえでも大切なテーマでありますので、今回、改めて委員の皆様にご意見を伺わせていただくものです。名称につきましても、現在、仮称をとった名称としてふさわしいかどうかというところをご意見をいただければと思っております。資料が３枚になっておりますが、目指すべき社会というのが目的部分になろうかと思います。どのような社会の実現に向けてどのような方向性の施策を推進するかが２枚目の手段になると思います。それぞれに分けてご意見をいただければと思っております。

配付いたしました資料２は、平成 23 年度に推進協議会の提言書としていただいた内容から対応するものを抜粋したものでございます。また、参考としてそれぞれのページの下のほうに各自治体の内容も記載してございます。これらを参考としながら、これまでの議論を踏まえて改めてご意見があればお願いしたいと思います。また、参考資料１ですが、これは他都市の実際の条例の条文において、先ほど言いました目指すべき社会、それからそれを達成するための手段がどの部分になるか、条文化していくうえではそこが必要になってきますので、参考までに他都市の状況を示したのが参考資料１でございます。

また、本日、時間の都合上なかなかここでということでございますので、できましたら、今月末までにご意見をいただけると助かります。

（長澤座長）

ありがとうございました。こちらについては、今まで検討してきた差別をなくすための対応策や制定済み自治体の基本条例の規定を踏まえて、条例の目指すべき社会、目指すべき社会を達成するための手段、条例の名称について、皆様からご意見をいただきたいと思います。今、期日が示されましたので、ぜひ、積極的にご意見をいただきたいと思います。

それでは、この辺りで議事３を終了させていただきます。

４．その他

（長澤座長）

次に、４のその他ですが、皆様、何かありますでしょうか。

（川崎委員）

川崎です。

意見だけくださいではなくて、もう少し、１回くらい、この差別事例検討が終わったところで意見交換をやったうえで、皆さん、何らかの考えをお持ちかもしれませんが、聞いたうえでもう一回皆さんが考えてみてそういったものをお出しいただくというような、もう少し時間を置くようなことはできませんか。それぞれの考えをお送りくださいというよりも、せっかくここまで大勢の方が議論を積み重ねてきているところもあるので、一旦、ここまでのところでどのような思いをされたのか、考えをお持ちになったか、それぞれ簡単でもいいですから、意見交換の場を一旦置いて、そのうえで皆さんのご意見を改めていただく、文書化されたものをいただくという手法はいかがなものでしょうか。

（長澤座長）

事務局、スケジュール的にまずはどうでしょうか。

（事務局）

皆さんからいただいた意見は、次回の中間取りまとめのところで、こうでしたという形ではなくて、いただいた意見をみんな見ていただきながらその場で議論をいただければと思っていたのですが、後でまたスケジュールをご説明しますが、中間取りまとめのところで２回ほど回数を考えております。いかがでしょうか。

（川崎委員）

しつこいようで恐縮です。何を申し上げたかったかというのは、この検討会が始まるに当たっていきさつがあるわけです。今の審議会からの提言書ですとかそういったものがあって、最初にさらっとそこは触れてきたところです。しかし、そもそもこれから本当に条例をどのようなものが望まれるのかとか、名称も含めて、これから皆さんが議論するに当たって、そういった最初の入口にあった審議会の提言書ですとか、そういったものを振り返って、やはり、このところで一旦区切りをつけて、皆さんの思われたこと、感じたこと、あくまでも今日のところは事例検討による意見交換、また意見発表ですよね。これから、中間であってもまとめに入ろうとするわけですので、確かに皆さん、まず出してくださいはいいのでしょうけれども、意見交換の場が１回くらいはあってもいいのではないでしょうか。

（長澤座長）

今回のように意見を出してもらう前に、一度こういう会を開くというご提案でしょうか。

委員の皆さん、いかがでしょうか。もし異論がなければ、一度こういう会を開いて討論したうえでまとめという流れにしたいと思います。そのようなスケジュールでお願いします。

（事務局）

分かりました。

（長澤座長）

ありがとうございます。

では、そのスケジュールについてのご説明をお願いいたします。

（事務局）

前回、可能であれば２月もというお話をさせていただいたのですが、議会の日程の見通しから２月の開催が難しくなりましたので、次回は３月の開催とさせていただきたいと思います。それで、３月には、今お話のありました目的、目指すべき社会をはじめ資料２の部分を使って、皆様からご議論をいただいて、その部分を除いた中間報告の部分が、できればそこも、全部使わないようですが検討してみたいと思います。４月からは中間報告について議論いただくような形になって、４月で終わるか５月までかかるか、また皆さんの形で変わってきますが、中間報告では皆様から話していただく新潟市の目指す方向ですとか、それから条例、今までの経緯、条例の必要性、検討会で検討された内容、条例に盛り込むべき事項などをまとめまして、今ほど長谷川委員からもありましたが、それをまとまった時点で、春先からになるでしょうか、中間報告の後に地域のほうで団体や地域の自治協議会ですとかそういうところに３か月ほどかけて説明に回りたいと考えております。それも一つの周知の活動になるかなと思っておりますが、その際には、我々行政だけではなくて、委員の皆様からも、ぜひ、説明していただきたいと考えております。その後、１回一通りの説明をしまして、少し間を空けて秋くらいから、今度は条文化を具体的に目指して、条文の案、それから、各地域でいただいたご意見等を皆さんと秋からご検討いただくというスケジュールで、今のところ考えております。

（長澤座長）

ありがとうございました。　意見は１月末までに出さなくてもよいということですね。それで、３月のときにフリーで出していただくというようにしたいと思います。

それでは、ここで事務局にマイクをお返しいたします。

５．閉会

（司　会）

長澤座長、長時間にわたりまして議事進行、ありがとうございました。委員の皆さまも多数のご発言ありがとうございました。

以上をもちまして、第８回条例検討会を終了させていただきます。

なお、先ほども説明がありましたが、次回は３月 20 日午後７時からの開催となっておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。本日は、どうもありがとうございました。